

令和2年第2回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月12日（金曜日）午前9時22分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
1番	関 眞幸君	2番	野村 勇君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

副 町 長	古宇田信一君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	杉山 淳君	秘 書 公 室 長	生井 好雄君
総 務 部 長	渡辺 孝志君	企画財政部長	青木 一樹君
保健福祉部長	大里 斉君	産業建設部長	木村 和則君
総 務 課 長	川村 俊之君	消防交通課長	青木 譲君
税 務 課 長	鈴木 衛君	戸籍住民課長	諏訪 敦史君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	倉持 浩幸君
福 祉 課 長	飯ヶ谷智巳君	国保年金課長 兼健康増進 課 長	野中 清昭君
都市建設課長	宮本 克典君	産業振興課長	古沢 朗紀君
環境対策課長	宮本 正巳君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	飯岡 勝利君
教育次長兼 学校教育課長	小林 由実君	総 務 課 主 査	古橋 一裕君

財務課主査 山口富実子君

議会事務局の出席者

議会事務局長 岩坂 信幸 補 佐 鈴木 佳奈
主 査 山中 昌之

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和2年6月12日（金）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）

日程第3 請願第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める請願
（常任委員長報告、審議、採決）

日程第4 議第 1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書の提出について

日程第5 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。
また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、
ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大里岳史議員の質問を許します。

5番、大里岳史議員。

（5番 大里岳史君登壇）

5番（大里岳史君） おはようございます。ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い質問を行います。

今後の学校教育の在り方について、1、新型コロナ後の各課題にどのように向き合っていくのか、お伺いいたします。夏の風物詩とも言うべき国民的ビッグイベントの夏の甲子園の中止が先月発表されました。テレビでは、高校球児たちが青春をささげたグラウンドで涙を流し、その努力の成果をぶつける舞台が奪われてしまったことに、高校生のみならず、国民全体がやるせない気持ちに包まれました。私も子どもを持つ親として、部活動や学校生活がいかにか子どもたちの心身を育むということを目の当たりにしている一人として、この新型コロナウイルス感染症に伴う閉塞感を強いられている状況から、一刻も早く社会全体、とりわけ教育の場を以前の状態に戻していくべく、その責務を痛感しております。

現在通常登校が始まりましたが、前代未聞の事態にあつて、教育委員会並びに学校教育現場はその対応に奔走され、最大限尽力をされたとねぎらいの言葉を申し上げる一方で、4月入学から子どもたちにとっては学習、運動、学校生活のあらゆる部分に至るまで、まさに失われた2か月であったと言っても過言ではありません。小中学校の設置者である八千代町、とりわけ谷中町長、赤松教育長には、今後どのように学校教育を立て直すのが手腕が問われようとしております。そして、私たち議員も町政の一翼を担う者としてともに責任を果たしていかなければなりません。

まず最初の課題は、子どもたちの学習、学力の向上を今後限られた日数でどのように

担保していくかであります。現在国では、9月入学の議論や全学年一斉留年といった様々な議論が進められているところではありますが、これは来年以降の話であり、今年度においては遅れた部分どう取り戻していくかが課題であります。

2点目は、減ってはいますが、いまだ終息に至っていない状況の中で、どのように感染防止策を進めていくのか、お尋ねいたします。

3点目は、児童生徒の間では、生活面、学習面、健康面での様々な不安が募っているのではないかと考えますが、学校としてどのように児童生徒とその不安と向き合っていくのか、お尋ねいたします。

4点目は、今後学校の年間行事の再検討が行われると思いますが、例年開催されてきた運動会や文化祭、学年旅行や修学旅行などのビッグイベントはもちろんのこと、小さな校内行事までが子どもたちにとっては学校の思い出だけではなく、児童生徒の成長の過程の重要な位置づけとなることも多く、学校行事の果たす役割やその意義について大人たちの目線だけではなく、児童生徒の目線からも検討していただきますようお願い申し上げます。

以上を踏まえ、今後新型コロナウイルスによる休校後の学校教育をいかに迅速かつ確実に立て直していくのか、教育長にお尋ねいたします。

続きまして、オンライン学習に向けた取組について、学校教育のICT推進事業におけるオンライン学習に向けた取組についてお伺いいたします。かねてより教育現場でのICT化の促進、いわゆるGIGAスクール構想の実現について議論が進められてきているところではありますが、その重要性は新型コロナウイルス感染症に伴う休校措置等でさらに加速の一途をたどると予見されております。児童生徒の1人1台端末の早期導入に向けた方針が、これまで国によって示されてきましたが、コロナ禍の中で政府も遠隔授業に対し補助事業を拡充し、今後想定される感染拡大の第2波、第3波による休校措置等に備えるよう自治体に働きかけている状況であります。

先ほど述べましたように、たとえコロナ禍にあっても、児童生徒には十分な学習機会の確保が求められており、八千代町においても他の市町村に後れを取らない環境整備が求められております。また、遠隔授業の体制が整備されることで、入院や不登校、また何らかの事情で通学できない児童生徒にもタブレット端末を利用し、授業を届けることができる環境を早期に構築すべきと考えます。先日決定された地方創生臨時交付金もその運用は柔軟に対応できるともされており、財政的には町の負担も最小限にできる絶好

の機会であると思います。今現在の八千代町の教育現場へのタブレット端末整備の状況についてお伺いいたします。

また、タブレット端末の配布だけではなく、オンライン授業にはWi-Fiや高速通信など学校ネットワークの整備も必要となってまいります。さらに学校の教師にもそもそもの授業だけではなく、ICTを十二分に扱えるスキルを身につけて、オンラインによる学習指導を円滑に行うための知識も重要と考えます。現在では、家庭や周りの影響で子どもたちのほうがICT機器を抵抗なく使える児童生徒のほうが多い印象も受けますので、教師にはしっかりとしたICT研修も必要ではないかと思っております。以上を踏まえ、八千代町の今後のオンライン学習に向けた取組について、教育長にお伺いいたします。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

今後の学校教育の在り方というようなご質問でございますが、まず初めに学びの保障についてですが、臨時休業中は学力対策として学習課題プリント、それから町独自の学習動画を作成して、配信する。また、家庭訪問、それから課題確認日を通して家庭学習の支援をしてまいりました。学校再開に向けては、5月18日から町としていち早く分散登校を実施いたしまして、授業を再開いたしました。これによって授業時数の確保をしております。また、授業においても学習内容の重点化を図りながら、教育課程で学ぶべき事項を確実に、そして着実に身につけることができるよう配慮しております。夏休みの長期休業日を授業日として活用しながら、学力の保障に努めていく予定であります。特に中学3年生、小学校6年生、さらには小学校1年生など配慮を要する学年については、個別による学習支援なども含めながら進めてまいりたいと考えております。9月以降は、大学生のサポーター3名を配置する予定であります。よりきめ細かな個別指導を行ってまいりたいと思っております。

次に、感染防止対策についてですが、学校では学校医、薬剤師と連携を取りながら、学校内におります保健主事、養護教諭、学級担任などを中心にして全校体制で感染防止対策を行っております。児童生徒へのマスクの着用、手洗い、咳エチケット、3つの密にならない等の指導、これはもちろんのことでございますが、朝の検温、共有物の消毒、給食の時間、休み時間、登下校の児童生徒の安全確保、こういった幅広い観点で感染防

止対策を現在徹底しております。児童生徒が自分自身で新しい生活様式を身につけ、自己への感染予防の実践力が身につくよう努力してまいりたいと考えております。

教育委員会としましても、県や町の担当部局と連携しながら、各学校の対応状況の把握、必要な物品の整備、指導を今後も継続して行ってまいりたいと思います。加えて家庭、地域への情報の共有を含めた協力をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、児童生徒の生活、学習、健康面の不安に対するケアについてですが、学級担任や養護教諭を中心として、健康観察を通しながら児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施、それからスクールカウンセラーによる支援など、心の健康問題に対応してまいりたいと思います。また、現在差別や偏見など人権に関する教育が必要であると私は考えております。八千代町では、まだ感染者が出ておりませんが、分散登校を開始するに当たって全校で人権に関する指導を必ず実施するよう、各学校長には伝えております。今だからこそ必要な教育、これを実践し、心の成長を促したいというふうに思っております。

次に、ご質問のありました学校行事等の実施についてでございますが、私も学校行事は子どもたちの成長に大いに寄与するものであり、子どもたちは学校行事を通して協力や団結や思いやりや様々な多くのことを学ぶことができるものと理解しております。児童生徒の健康安全を優先に考えながら、感染防止対策に万全を期して、地域の感染状況等も踏まえながら、時期の変更や縮小なども考慮しながら前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、オンライン学習に向けた取組についてでございますが、当町においても昨年12月からの文部科学省が推進しているGIGAスクール構想により、国の補助金や地方創生臨時交付金等を活用しながら児童生徒に1人1台のタブレットと、それから校内通信ネットワーク環境整備、これを令和5年までの整備計画を今年度中に前倒しとしてする計画を進めておるところでございます。今後ICTを授業に効果的に取り入れることによって、子どもたちの学習への興味、関心、情報活用能力、こういったものを身につけさせた上で児童生徒の創造性を育てていきたいというふうに思っております。また、議員ご指摘のように、教職員につきましては各学校ごとに校内研修会の実施や一人一人が自己研さんに努めるよう指導してまいりたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の第2波、そして第3波による学校の臨時休業も現在懸念されております。学習プリントや動画配信による家庭学習に加えて、今後はこ

のGIGAスクール構想によるICTを活用しながら、学校と家庭を遠隔でつなぐオンライン授業が可能な環境整備についても前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

最後に、このような状況でありますので、私たちは10年後、そして20年後といった遠い将来に視点を置いた教育に取り組んでまいりたいというふうに考えています。そのために学校においては、立派な社会人として生きていくための基礎となる力を身につけ、社会に送り出すことが、私たちの責務と考えております。夢を持ち、自らの目標に向かって夢を語れる児童生徒の育成、そして将来の八千代町、さらには日本の未来を担う人材の育成を目指していきたいと思っております。ご理解と、それからご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス後の各課題にどのように向き合っていくかでございますが、詳細については先ほど教育長が答弁したとおりでございます。2か月以上臨時休業が続いていた小中学校が、5月18日からの分散登校を経て、今月8日からスムーズに通常登校へ移行することができたことは大変うれしく思っております。学校再開後も様々な課題が予想されておりますが、幅広い観点から子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、教育委員会との連携を図りながら全力で支援してまいりたいと考えております。

次に、オンライン学習に向けた取組でございますが、詳細については先ほど教育長が答弁したとおりでございます。まずは、今年度中に児童生徒1人1台の学習用端末、タブレットと、全小中学校の通信ネットワーク環境の整備を進めるとともに、早期に家庭でのオンライン学習ができるよう環境整備を検討してまいります。

以上、答弁いたします。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

今途中ですが。

（「今副町長からあったようですが、町長答弁としてということでは言ってもらわないと、傍聴者もいることだから。副町長の答弁ではないでしょう。町長答弁としてやるということだったわけ

でしょう、副町長は。これははっきり言ってもらわないと、傍聴者には分かんないからさ」と呼ぶ者あり)

議長（中山勝三君） 私のほうから。それでは、ちょっと時間を止めてくれますか。

私のほうから先に申し上げさせていただきます。この後も副町長答弁しますことは、通告されていることに対する1回目の答弁を、町長を交えての協議がされておりますので、その点を副町長が代読して答弁しているということでございますので、ご了承願います。

再質問ありますか。

5番、大里岳史議員。

5番（大里岳史君） 明確な答弁ありがとうございました。

質問でも述べましたが、他の市町村に後れを取らないよう、タブレット端末の整備や学校ネットワークの整備を早急に行うことを重ねて要望いたします。これは、高校の話になりますが、外国籍の生徒がみんなでセブンイレブンの駐車場で携帯を見ている。何をしているのかと言えば、家庭でWi-Fiネットワークがないため、セブンイレブンのWi-Fiを借りてオンライン学習をしているのだという話を聞きました。そのような子どもたちが教育を受けられる機会に断じて差はあってはいけません。八千代町の小中学生も家庭の状況や環境にかかわらず、オンライン学習が十二分にできる環境を今後コロナ第2波に備えるだけでなく、ふだんから行える学習環境に持っていくべきだと考えます。

そして、私たち議員もICT化が進む時代の中、議論できる知識やスキルを当然身につけていかなければなりません。今回質問に取り上げましたGIGAスクール構想のGIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの頭文字を取った略で、その意味は変化の激しい時代に合わせてICTを活用し、新しい世界へシフトしていくという意味であります。これは、我々議員も八千代町議会にも求められてくる話でありますので、近隣市町村ではウェブ会議による試験的な実施による議会運営の模索なども始まっております。ICT機器を十二分に扱えない時代に自然に淘汰されていくと言われても過言ではないでしょう。議会でもしっかりと議論を進める中、我々議員も努力を欠かしてはならないことを最後に申し添え、質問を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で、5番、大里岳史議員の質問を終わります。

次に、10番、大久保武議員の質問を許します。

10番、大久保武議員。

(10番 大久保 武君登壇)

10番(大久保 武君) ただいま議長の許可がありましたので、通告いたしました町道15号線道路改良工事の整備計画に伴う進捗状況と今後の計画について一般質問させていただきます。2項目には、平成31年度当初予算橋梁詳細設計委託料ということでちょっと質問させていただきます。

皆様はあまりご存じないかと思いますが、この町道15号線道路改良工事というのは安静畑総が県のモデルとして整備されて、ほとんど道路のないところに幹線道路、幅員7メートルの道路が蒔田から常総市西山地区に建設されまして、大変地元としてはありがたい開発だったなと思っておりますが、しかしながら東仁連川に架かる橋は車のすれ違いのできる橋がないということで非常に不便を来しておりますので、私が当選した当時、平成11年ですか、芦ヶ谷地区あるいは芦ヶ谷新田を含む尾崎、大間木の正副区長から町長に対して、12月13日付で町長宛てに橋梁の新設及び安静畑総への接続道路要望書というのが出されておりました。そして、平成16年度には、やはり芦ヶ谷新田、舟戸、仲坪、神山、山ノ神、大間木、尾崎の7行政区の正副区長さんによりまして、14名連署によりまして請願書が提出された経緯があります。そして、16年と議長宛てに橋梁の新設及び安静畑総への接続道路建設についての請願書を出されて、14名の連署で出され採択されました経緯があります。あれから16年の年月がたちますが、工事が進まない状況です。

芦ヶ谷新田、たびや商店から600メートル行きますと飯沼川がありますが、そこから200メートル行きますと坂東市山上地区というところにセンターラインの引ける立派な橋が平成12年の10月に竣工されました。そんな観点から、八千代町境界までは整備されておりますが、なかなか八千代地区には橋が架からないということで、地元の町民は何で八千代は橋が架からないのだろうというような意見が大分聞かれております。地域住民には重要であることはもちろん、圏央道への境古河インター、あるいは坂東インターへのアクセス道路として私がちょっと調査した経緯がありますが、約9キロメートルしか距離的にはない、現在のこの高速道路までの距離としては最も八千代町から近い、町発展のためのアクセス道路として重要だと思っております。

特にこれから安静畑総へ通ずる東仁連川に架かる上流側、舟戸橋下流には松下橋がありますが、どちらも橋の道幅が狭く、車のすれ違いに難儀している状況であります。この道路整備につきましては、平成16年1月30日付で八千代町議会議長宛てに請願書を出

し、採択された経緯がありますが、事業としては平成18年、19年の2回にわたり平面測量が実施され、その後は一時休止状態となっておりましたが、地域の住民の強い要望にに応じていただき、平成27年度より事業が再開された以降は継続して実施されてまいりました。

このような中、昨年度は橋の詳細設計委託料として2,316万6,000円の予算が計上されておりましたが、実際の執行された額は693万円、予算の3分の1以下の執行額となっております。また、この事業につきましては、昨年年第1回定例会において谷中町長より自らの公約実現のため、第5次総合計画後期基本計画に基づき計画的に進めてまいりますとの答弁をいただいたところではありますが、今年度の当初予算では1級町道15号線に関する予算の計上はないような状況でございます。なぜこのようになったのか、その理由について答弁をお願いいたします。

東仁連川への橋梁の新設を含めた1級町道15号線の道路改良が整備されますと、安静畑総の幹線道路から1本の道路で坂東市域とつながり、さらには埼玉県、東京方面及び圏央道への広域的な連絡道が整備されることとなります。このようなことから、地域では一日も早い工事の着手に期待をしております。

そこで、1級町道道路工事整備計画に伴うこれまでの進捗状況と今後の計画について答弁をお願いいたします。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長 木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君） 議席番号10番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問にあります橋梁新設を伴う1級町道15号線道路改良事業の整備計画についてでございますが、この道路につきましては芦ヶ谷地区と坂東市を連結しており、地域間の交流には必要不可欠な生活道路であるとともに、圏央道の境古河インターまたは坂東インターへアクセスするための広域的な連絡道として大変重要な道路であると認識しております。この道路整備事業につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成16年1月30日付、八千代町議会議長宛てに橋梁の新設及び安静畑総への接続道路建設についての請願書が関係行政区長、副区長の計14名の連署にて提出されまして、採択されたことにより、道路整備事業に着手する運びとなったわけでございます。

これまでの事業経過を申し上げますと、平成18年度に橋梁の新設地点を検討するため、

東仁連川から西へ約300メートルの平面測量を実施いたしまして、平成19年度には残区間であります飯沼川までの約380メートルの平面測量を実施いたしました。その後は、平成26年度まで財政上の都合により休止をしておりましたが、平成27年度に事業を再開いたしまして、橋梁概略設計を実施し、平成28年度には路線測量、平成29年度には土質試験調査、平成30年度には道路詳細設計を実施いたしました。

そして、質問にもございましたように、平成31年度におきましては当初予算で委託料2,316万6,000円を計上し、橋梁詳細設計を予定しておりました。しかしながら、橋梁の設計に当たりまして、市町村が行う公共工事の技術支援を行っております財団法人茨城県建設技術公社に相談しましたところ、橋梁に関しましては特殊な専門性を必要とするため、橋梁予備設計が必要となるという助言をいただきまして、急遽ではございますが、委託料693万円で橋梁予備設計を実施することとなりました。結果的には、橋梁詳細設計は先送りとなり、差額分の1,623万6,000円につきましては減額をしたところでございます。

橋梁予備設計の業務の内容といたしましては、橋梁の上部工、下部工、基礎工について、構造的、施工性、経済性、維持管理、環境との整合性など総合的な観点から比較案4つの案を作成いたしまして、その中から最適な橋梁の形式を決定するものでございます。今年度につきましては、1級町道15号線に関する予算の計上はございませんが、昨年度実施しました橋梁の予備設計に基づき、関係機関及び地元関係者との調整を図り、橋梁の詳細設計に向けての準備作業を行う予定となっております。以上がこれまでの事業の経過となります。

今後の予定につきましては、来年度になります。昨年度実施できなかった橋梁詳細設計を実施する計画でございます。また、令和5年度には道路拡幅の用地取得に伴います用地測量を実施いたしまして、令和7年度から用地買収、さらに早ければ令和9年度には工事着工を実施する計画でございます。橋梁新設事業には、数億単位の事業費を費やすことになります。また、一つ一つの業務を進めるに当たりまして、事業費が高額となってまいります。厳しい財政状況の中ではありますが、年次計画によりまして早急に事業に着手できますよう財源確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） 議席番号10番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えします。

ご質問の1級町道15号線の整備計画及び平成31年度における橋梁詳細設計につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。芦ヶ谷地区の道路や橋梁の現状ではありますが、一部幹線道路を除いては通行車両のすれ違いが困難な状況であり、東仁連川に架かる橋梁につきましてはバス等の大型車両は通行することができない状況であります。1級町道15号線が整備されますと、安静畑総の幹線道路から1本の道路で坂東市までつながり、圏央道の境古河インターや坂東インターへの広域的なアクセス道路ともなり、地域の産業発展に大変重要な道路であると認識しております。

幹線道路が整備されることにより、日常的な利便性の向上のみならず、人、物の流れが円滑になり、町の経済活動の活性化が図られることから、1級町道15号線を含みます基幹道路の整備計画は、今年度策定しております八千代町第6次総合計画の中でも重要施策として位置づけ、計画的に推進してまいります。ご質問のありました橋梁の詳細設計につきましても、厳しい財政状況の中ではありますが、令和3年度に着手できるよう財源の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

10番、大久保武議員。

10番（大久保 武君） 事業については、年次計画により進捗しているようではありますが、なかなか住民の目には形として見えない部分があります。先ほど申し上げましたとおり、地域の人々の期待は、一日も早い道路改良工事の着工であります。財政が厳しいことは十分承知しておりますが、ぜひとも予算を確保していただきまして、橋梁を新設するための1級町道15号線の道路改良工事の早期完成を切に要望いたします。

終わります。

議長（中山勝三君） 以上で10番、大久保武議員の質問を終わります。

次に、3番、安田忠司議員の質問を許します。

3番、安田忠司議員。

（「議長、手洗い小休止をお願いしたい」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） では、暫時休憩をいたします。

（午前10時05分）

議長（中山勝三君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時16分）

議長（中山勝三君） 次に、3番、安田忠司議員の質問を許します。

3番、安田忠司議員。

（3番 安田忠司君登壇）

3番（安田忠司君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問のほうをさせていただきます。

まず最初に、町長が病気になるということで、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い回復をご祈念申し上げます。

それでは、八千代町の教育の状況について、教育長さんをお願いをしたいと思います。一人一人が輝く活力ある学校づくりと題しまして、学力の向上と豊かな心の育成の指導について、教員公務員特例法の改正について、校長並びに教員の適正な資質の向上について、新型コロナ対策において休学となりました。それについての学力の低下が考えられる中、今後どのような対策について持っていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

まず最初に、一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指して、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、社会が加速度的に変化をしておる昨今、将来を担う子どもたちには様々な変化に積極的に向き合う他者と協働して課題を解決する力や新たな価値を創造する力等を身につけることが今求められていると思います。このような中、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質、能力を身につけるようにするにはどうしたらよいかという明確にしながら、社会との連携、協働によりその実現を図るといふ理念の下に学習指導要綱等が改正をされました。各学校には、学習指導要綱をはじめ、各関係の法令についての十分な理解の下、育成を目指し、資質、能力を踏まえ、どのように学ぶかということについて教育長にお伺いしたいと思います。

教員公務員法等の一部改正に基づきまして策定をしました公立の学校等の校長及び教員の責務、経験及び適性に応じ向上を図るべき資質に関する指標といたしまして、教員一人一人が自身の資質の向上を意識しながら教育活動に取り組むとともに、時代の変化

に対応し、自ら考え、自ら行動し、解決できるよう研さん、修養をすることが大切かと思えます。より具体的な目標を掲げたランドデザインの作成、発信、学校組織マネジメントによる学校運営の工夫の改善、学校組織全体としての指導力の向上、使命感を感じ、それに燃える心、それとやる気と情熱を持って教育に当たることができる活力に満ちた広い教養を身につけ、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教育の推進も併せて必要かと思われます。学力の向上につきましては、子どもたちに対してきめ細かな指導を行えるように方向づけをして、一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指して推進をするように思いますので、教育長の考え方をお願いいたします。

それと、新型コロナ対策においてでございますが、休学となりました学力の低下が考えられる昨今、今後どのような対策をしていくのか。何回かの前の議員さんがずっとこのことに関して質問がありますので、自分の場合は1年間を通して、やはり補習をどのようにしていくのか。今後夏休み、冬休み、春休み、3月の終了時点までに対して学習内容に向けた総合的な対策、コロナウイルス等を見据えた学習内容の精査等についてお願いをしたいと思います。

以上、この4点に当たりますので、お願いしたいと思います。

それと、続きまして山川沼とほか8沼、1級河川排水路の整備についてお願いをいたします。山川沼周辺の湛水防除対策について、1級河川山川排水路整備並びに護岸工事について説明をさせていただきます。八千代町北部から結城市南部を主として、近隣の下妻、古河、結城、4市1町にわたるこの地域は、古く300年ぐらい前から開拓の工事が進められておりました。ちょうど徳川8代将軍吉宗の頃の記録が鮮明に残っておりまして、幕府が中心になりまして飯沼新田開発3,000町ぶり、これは飯沼開拓が2,000町、山川沼ほか8沼が1,000町という記録が残っておりまして、1722年から、約300年前から山川沼の排水のほうの工事、それと栃木県から流れております吉田用水、これの工事に併せて行われました経過がございます。約300年前から山川沼ほか8沼、山川沼、北沼、菅谷の溜井、太田沼、八町沼、若沼、古間木沼、国生沼、ここ合わせまして大体770町ぶりぐらいあるのです。その山川沼に関してはやはり500町ぶりぐらい、緩やかな傾斜をなす細長い盆地型の地形のため、これまで豪雨や長雨には水との闘いの歴史であり、現在進行中の筑西幹線道路の完成に伴う地域環境の変化に伴うことといたしまして、なお一層予測される地球温暖化、ゲリラ豪雨、異常気象の影響が懸念をされております。山川沼の基盤事業におきましても、1級河川山川排水路の整備、治水対策は、地域住民にと

っては長年の悲願であり、後世にわたり私たちの子や孫が水害の恐怖から解放され、安心してこの地域で生活できることが必要不可欠かというふうに考えております。

そこで、八千代町の排水事業の計画と併せまして、町、地域が全体一致して、連携を取って、本腰を入れて取り組んでいただきたいというように要望する次第でございます。冠水の状態が毎年続いているのです。それが常態化していきまして、平成12年の7月、中結城小学校の北側の北沼で小学校の児童が2名ほど水路で水死をしたのですが、道路と水路が分からないほど水位が上がっていきまして、それで排水路に落ちまして、行方不明になったと。これが平成12年7月のお話なのです。ちょうど雨が降っておりまして、この7月の8日の二、三日前から大雨がありまして、山川排水路でもポンプを回して排水をしていたのですが、それでも排水ができなくて、北沼、粕礼の前の地区から全部水浸しになったと。そういう経過がございまして、それで2名の児童が行方不明になったと。12年の7月の8日のちょうど午前2時頃、心配をしまして捜索していたのですが、分からないということで、消防団に全員招集命令がありまして、午前4時、ちょうど今の時期ですので、4時頃ちょうど明るくなりますので、消防団全員が参集しまして、明け方、消防団の捜索が開始され、午前6時頃、消防団員が用水路に児童1人を発見。その近くでもう一名の児童を発見された。そういうふうな事故がありまして、死亡が確認されました。そういうふうな冠水が常態化された中での大きな悲惨な事故があったということなのでございます。

それと、その後も増水と冠水の被害が続いておりまして、これはやはり記録を見ますと、300年前からずっと10回ぐらいにわたって改良工事しておるのですが、そのたびに増水と大水の問題が難問になってきております。そこで、流域を流れる川、それと流域の面積、これは昭和45年度、第10期の開拓工事の記録で残っている資料から、山川幹線が全体の面積で3,240町ぶりぐらいあるのです。新堀の部分が1,800町ぶり、粕礼の部分が600町、山川幹線上流部が840町ぶり、これだけの面積に雨が降って一気に山川排水から流れるというふうなのが常態化しております。

次に、雨水対策状況について、最後に河川改修や排水機場が強化をされました。なのに冠水がなぜずっと起きているのか。そのことについてお聞きをしたいというふうに思います。1番目といたしまして、山川沿線の地形を八千代町発行の洪水ハザードマップによりますと、八千代町の最上流部、塩本、下山川地区で水田の地盤高が海拔22メートル、その下流の粕礼地先部分が23メートル、下流佐野地先部分で23メートルとなり、そ

の下流の兵庫では水田地盤の高さが25メートル、旧125号線地先地盤高さでさらに高く25.8メートル、ちょうどこの役場の東側の東原の辺りの高さが二十五、六メートルというふうに記載されてございます。こういう状態で起伏を繰り返しながら流れるのが現在の山川排水の流れになっております。さらに起伏を繰り返して、下流では新地地先で水田が23メートル、村岡の地先の水田が24メートル、仁江戸の地先で23メートル、最後の栗野地区で26メートルと、山川排水から高さを計算しますと、これのデータからいきますと二、三メートルぐらいしかないのです。そこを流れているというのが今の1級河川の山川排水の状態に図ることができると思います。

2番目といたしまして、雨水対策について。山川土地改良区内の度重なる洪水被害を受け、その対策といたしまして佐野地先に設置をしておりました排水機場を粕礼地先に移動しました。強化ポンプ2台を設置し、排水機場移転を行うとともに、山川の河川改修は県の整備計画に沿って施工されました。しかし、豪雨には国の事業補助金承認を得た計画に適合した排水機場、ポンプのうちポンプ3台を設置すると。現在2台設置されて、2台を稼働すると下流域では水害が発生し、排水機場を停止している状況であります。町は、このことを確認していると思いますが、そのこともお聞きしたいと思います。なぜ山川沼も排水機場も国や県事業承認を受け、工事実施をしたにもかかわらず、雨が少し多いと山川流域の排水ができないということになっておりますが、これはなぜかなというふうに思います。

河川の排水についてはよく分かりませんが、このようなことが考えられるかと思いますが、山川流域に降った雨が勾配の緩やかな山川排水路を伝わって仁江戸水門に到達をする前に、鬼怒川の仁江戸地先の河川水が上昇するのです。そうすると、山川沼排水路を通じまして逆流すると。そのためそれを阻止するために山川水門を閉鎖することになります。山川沼等の行き場を失った水が、各所でその水門と山川沼の間で氾濫をするということが想定されるのではないかと思います。これらの状況を確認するために、大雨注意報が発令された時点で、粕礼機場の稼働開始より1時間ごとに記録を取り、インターネット通信で国交省で更新しておりますので、通信の発信の利用、これは利根川水系、鬼怒川と河川水の時間、変化水位の時刻、仁江戸水門の閉鎖時刻とその後の山川流域被害状況のデータを重ね合わせて分析をし、現状では1時間ごとに降る雨の強度に対して何ミリまで排水できるのか。大雨のときの山川水門の閉鎖後の山川に滞留した雨水量と流域の被害想定が可能となると思います。豪雨により山川沿線に水害被害が出た場合に

は、山川の河川整備計画が豪雨に適合していないため、その結果として水のう力不足、水害が起こっているのではないかというふうに思います。このことは、いかなる理屈や説明をしても、被害の解消にはなりません。以上を踏まえて、この2点についてお尋ねいたします。

鬼怒川、小貝川、利根川等の沿線で、ほかの土地改良区でも大変土地改良を行っておりまして、同等の案件が幾つもあるのに、なぜ同じような状況で被害が山川沼だけ起きるのか。水門閉鎖以降の滞留の水対策、それに伴う被害対策について、その解決方法をお尋ねいたします。

続きまして、道路歩道管理のことについてお尋ねいたします。町道、県道、国道の道路歩道の清掃、除草、維持管理状況とその対策について、八千代町では県道も国道もかなり長い距離数を走っておりますので、その歩道と車道に対してほこりがたまるのですね、歩道縁石がございますので。そうしますと、春になり暖かくなりますと芽が出て、草が生い茂ると。そのほこりを片づけないということになりますと、今度万年化して、毎年同じような状況で繰り返した形で草が生えている。そういうふうな状況が見られるわけですが、町道に関しては町の管理、県道、国道に関しては県と国の管理ということになるのですが、やはり国、県ではなかなか手が届かないと。そういうときに連絡を取り、やはり管理をするというのが、これは行政の務めかなと思うのですが、冬になりますと西風が吹いて、ほこりがたまりまして、やはりこれも片づけないと蓄積され、それが春になり、同じことの繰り返しが起きるわけです。そのほこりの状態によっては学校の通学路、または歩道が通行が困難になるような場所もあるように見受けられますので、そのことについての対策です。

それと、冬になりますと今度は雪が降りますので、雪が降った場合に当日に片づけないと、雪がアイスバーンになってしまうのです。アイスバーンになった場合には、もう少なくとも四、五日は溶けないと。そうすると、歩道が通行を困難にして、やはり子どもたちが通学路の場合はそこを通らないと。そうすると、やはり交通に対しての安全対策なんかも危険な状態になってくるというふうに思われますので、町道、県道、国道の道路歩道の清掃、除草、維持管理状況についてどういうふうに対策をしていくのか、そのことをお聞きしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお尋ねいたします。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長 木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告によりまず一般質問にお答えいたします。

2、山川沼ほか8沼と1級河川排水路整備についてでございますが、質問にございました鬼怒川沿線における他の土地改良区の排水被害状況につきましては、議員ご指摘のとおり、地盤高の関係と思われませんが、町内におきまして山川沼土地改良区以外に大きな排水被害は報告されてございません。参考までに近隣市に位置します利根川水系でございますが、南総土地改良区域におきまして地盤沈下による施設の湛水防除対策として施設の改修工事を実施しており、農地に囲まれた低地となっております一部地域では、宅地へ水が流れ込んでいる状況が報告されております。

次に、水門閉鎖時の滞留対策と被害対策でございますが、大雨などで宅地内に水害が発生する危険性があるときには、消防団等と連携を図りながら、パトロールの実施や危険箇所土のうを設置しまして、被害を最小限に抑える対策を実施しております。農地に対する被害につきましては、台風等の災害時におきまして自然排水というものが基本でございますが、排水条件が悪い地域におきましては農業生産の維持及び経営の安定化を図る目的として、湛水防除をする必要がございます。山川沼地区につきましては、この湛水防除事業の対象となっております。

通告にあります1、山川沼周辺の湛水防除対策について、2、1級河川山川排水路整備並びに護岸工事についてでございますが、山川沼地区は排水流出量の増加に伴いまして、大雨時に排水能力が不足し、湛水被害が発生したため、平成13年度から平成23年度にかけて茨城県が事業主体となり、排水ポンプ機場の新設、設置ポンプの口径を拡張する等、排水能力の増強を目指し、湛水防除事業が実施されてきております。

事業の計画におきまして、排水計画基準水位につきましては、国の設計基準に基づき水田の許容湛水の深さを30センチメートルとしまして、30センチメートルを超える場合には24時間以内に30センチメートルまで排水する計画となっていると聞いております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、山川沿線の地盤高が周辺より低いため、近年激化する豪雨等により、想定より短時間で雨水が低地に流入し、山川の増水時には九郎兵衛橋周辺の宅地へ水が流れ込む危険性が高まっており、また事業計画では3台計画されている中、2台の排水ポンプを設置しましたが、そのうちの1台しか稼働できない状況にあると認識しているところでございます。

この問題につきましては、前回、3月議会の一般質問の際に答弁させていただいたと

おりでございますが、昨年度から茨城県西農林事務所において茨城県常総工事事務所の測量結果に基づき、1級河川山川の排水計画の検証をしているところでございます。町といたしましても、事業主体である茨城県に対しまして、山川沼湛水防除事業並びに山川排水路の整備の早期の実施に向けまして、引き続き強く県に要望していくとともに、山川排水路の水門閉鎖時との関連性等、新たな課題の情報を共有しながら、地元土地改良区や各関係市町村との連携を図っていききたいと考えております。

続きまして、3、町道、県道、国道の道路歩道の清掃、除草、維持管理状況と対策についてでございますが、まず町道、県道、国道の管理主体につきましては、町道が町、県道、国道が常総市でございます茨城県常総工事事務所となっております。まず、国道、県道について申し上げますと、八千代町内を通る国道は125号の1路線、県道は結城坂東線、筑西三和線、つくば古河線、高崎坂東線、若境線、山王下妻線の6路線でございます。これらにつきましては、常総工事事務所が清掃、除草及び維持管理をしておりますが、町でも職員による道路パトロールや住民からの情報提供によりまして、道路の破損や雑草の繁茂等が発見された場合には現場を確認し、その状況を常総工事事務所に伝え、対応を取ってもらっております。

次に、町道につきましては、2,197路線、延長にしまして約723キロメートルのうち歩道設置延長は約32キロメートルでございますが、国道、県道とともに職員による道路パトロールや住民からの情報提供によりまして、道路の破損や雑草等の繁茂、また積雪等も含めまして、発見された場合には町で道路補修や除草作業、除雪というような維持管理を行っております。軽微な案件につきましては、町職員が直営で迅速に対応し、規模の大きな案件につきましては土木業者やシルバー人材センター等に委託しまして、対処に当たっているところでございます。

議員ご指摘のとおり、道路歩道につきましては縁石部分に土が堆積し、そこから雑草が繁茂し、歩行者の通行の妨げになるケースが多く見受けられます。町では、縁石部の堆積土撤去作業を行い、対応しているところでありますが、限りある予算の中での対応となりまして、なかなか雑草の繁茂に追いつかない状況もございます。

そのような中、八千代町では古くから町内に定着しております地域コミュニティーを活用いたしまして、行政区の皆様にも年2回程度、地域内の町道の除草、清掃作業を行っていただいております。自分たちの地域は自分たちで協力して守っていくというコミュニティー精神に基づきまして、クリーン作戦や町道清掃等により町道の維持管理にご

協力をいただいているところでございます。道路が整備されれば、私たちの生活は大変便利になりますが、その分維持管理に関わる経費や負担が発生してまいります。町としましては、今後も限られた労力と限られた予算の中で安全で適正な町道の維持管理に努めてまいります。地域コミュニティーによるさらなる地域の皆様のご協力を得ることができれば大変ありがたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指してについてでございますが、まさにこの一人一人が輝く、これは本町においても大切なキーワードでございます。本町の学校教育目標は、児童生徒一人一人が輝く「輝きのある学校」づくり、これを柱として推進しております。特にこの中で学びとの出会い、友人との出会い、そして先生との出会い、多くの出会いを通して、様々な未知への挑戦を可能にする、わくわくする学校づくりを目指しているところであります。

具体的には、学力の向上、心の教育、体力の向上、この3つの柱を中心にしまして、バランスの取れた児童生徒の育成を目指しております。1つ目の学力の向上については、授業を大切にしながら、教職員の授業力の向上を図るとともに、私は学習の自立を目指しております。私が考える学習の自立とは、学習の仕方を自分自身で見直す力を身につけ、自分の力で勉強できる児童生徒を育成したいという考えの下、実践しております。

2つ目の心の教育は、豊かな心を育む教育です。例えば挨拶を目を見てするとか、掃除をするとか、靴のかかとをそろえるとか、いわゆる当たり前のことを当たり前に継続する、継続させる、このことによってルールを守ることの意義とか思いやり、諦めない心、団結や協力など、こういった心を育てていきたいというふうに考えています。

3つ目の体力の向上、これにつきましてはスポーツを通して体力や技術力の向上はもちろんなのですが、加えて心身を鍛え、人間を磨く、このことを目標に取り組んでまいります。各小中学校では、校長のリーダーシップの下にこの町の教育目標をより具体的な目標に掲げた、議員ご指摘のグランドデザイン、さらには学校経営の概要、こういったものを作成し、発信しておりますので、ホームページ等でご覧いただければ幸いです。

ざいます。

次に、学力向上と豊かな心の育成の指導ですが、学校においては1時間、1時間の授業、学習単元、それから1年間の学習内容、これを見通しながら研修や研究をし、それを計画に落とし込み、実践し、検証し、次の再実践に生かしています。いわゆるR P D C Aサイクルといったものを取り入れながら、児童生徒の学力向上に取り組んでいるところでもあります。毎年私も町内の小中学校全ての全学級の授業を参観しておりますが、教職員と子どもたちが一体となり、分かりやすい楽しい授業、こういった授業を目指して取り組んでいるところでもあります。あわせて、家庭との連携を図りながら、家庭での学習の仕方への指導にも力を入れ、先ほど申しました子どもたちが家庭においても学習が自立できるような、そういった学びとの出会いを現在期待しているところでもあります。

次に、豊かな心の教育につきましては、これは道徳の授業がありますが、道徳の授業だけではなく、ふだんの授業や学校行事、給食、清掃、あらゆる学校の教育活動全般を通じて行っております。学校は、様々な成功体験を重ねるところでもあります。このような体験、経験をすることによって、本当の意味での強い心や優しい心を育成していきたいと考えております。

次に、教育公務員特例法の改正による校長及び教員の適性、資質向上についてでございますが、今年度から小学校では学習指導要領が改訂され、完全実施となりました。来年度は、中学校で完全実施となります。本町におきましても、初任者研修、2、3年次教員研修、それから校長会、教頭会、教務主任会、あらゆるところで今日的教育課題を取り上げながら、町内全校で教員の資質向上を図っております。特に顕著なものにおきましては、ベテランの先生、中堅の先生、それぞれの今までの経験を生かしながら、長所を生かして若手の先生に支援をする体制づくり、また実践の場面で指導法をともに学ぶ実践、こういったものを行っております。年齢層を超えた総合的な指導力の向上に期待が持たれているところであり、教職員の資質向上によって魅力ある先生を育成していきたいと考えております。

最後になりますが、新型コロナウイルスに伴う臨時休業による学力の低下の問題でございます。これにつきましては、先ほど何度か答弁をさせていただきましたが、6月8日から通常登校になりました。学びの保障については、全国の小中学校での大きな課題であります。八千代町においても、家庭で学習課題のプリントや動画の配信、家庭訪問や子どもたちの課題の状況の確認等をしながら支援してまいりました。分散登校により

まして授業時数の確保をしましたが、まだ不足している部分もたくさんありますので、この学習内容の不足については、現在重点化を図りながら学習を進めているところがあります。また、授業時数につきましては夏休みを短縮して、夏休みの補習授業を行うことによって授業時数を確保し、学力の保障に努めてまいりたいと考えております。

こういった状況の中ですので、学校だけではいろいろなことが課題が解決できない部分がたくさんあります。学校、家庭、そして地域が一体となって、子どもたちに立派な社会人として生きていくための基礎となる力を身につけていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えします。

山川沼周辺の湛水防除対策及び山川排水路並びに護岸工事についてでございますが、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。町といたしましても、この問題は農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全に関わる重要な課題であると認識しております。これまでこの対策について、県の県西農林事務所や常総工事事務所に要請するとともに、広域的な課題でもありますので、町村会や県西地域総合振興協議会からの要望としても県に働きかけているところでございます。対策が早期に実現できるよう、引き続き県に対し対策の実施を強く要望してまいりますとともに、問題解決に向け関係機関と協議してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

3番、安田忠司議員。

3番（安田忠司君） 答弁ありがとうございました。

排水事業に関してですが、八千代町の公共下水道の整備計画並びに農村整備排水事業計画、生活の排水、これは合併浄化槽等の補助事業等いただきました排水計画等の八千代町の事業計画が、これ全部今流れております吉田用水、これは結城から塩本、柏山を通りまして、間中橋、成田、若、それから仁江戸の鬼怒川に流れると。その東側に関しては、全部これ山川沼の1級河川の排水を利用して排水されているのです。それと、鬼

怒川に関しては、川西地区の一部、西豊田、この一部に関して鬼怒川に放流している以外は、やはり西側の部分は全部山川排水に流れているのです。それが現状で、かなりの面積が山川排水を利用した排水事業計画に基づいて流れていると。これほどの大きな地域の面積の雨水、雑排水、全て流れているわけですので、事故が起きないのが不思議なぐらいの規模になってくるのです。そういう点で事故が起きないから、このまま放置を置いていいということではなくて、早急にこの計画を立ち上げて、ぜひ排水計画を進めていきたいと。

今回もいろいろ八千代町の総合計画の中で工業団地とか増設工事あるのですが、これは全部山川排水に依存しなくてはならないような、やっぱりそういう事業計画になると思うのです。そうしますと、かなりの大きな面積が流れる水の量、これが流入量が雨水排水、家庭の雑排水と合わせたやつの今まで調査をして、その数値、雨量によった洪水の高さの面積によって量が把握できているのかどうか、そのことをちょっと分かる範囲内で結構ですので、お聞きしたいと思います。

それと、教育長には大変細かい説明をいただきまして、ありがとうございます。このR P D C A、これはやはり前から気になっていたのですが、会社関係でも製造業、サービス業、全ての会社に報告、連絡、相談、それとプラン、ドゥー、シー、アクション、リサーチをしまして、このR P D C Aという基本的な考え方が現場、事務所、ほとんどの企業に入っているのです。そういうことで、ぜひ学校にこういうのが入ったということは画期的なことだと思いますので、ぜひこの部分を年間通して悪いところを直し、よいところをどんどん伸ばすというふうなことで教育の内容に入れていただいで進めれば、児童生徒の学力向上、これは目に見えてよくなるのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、その排水の問題をお願いしたいと思います。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長 木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君） 3番、安田議員の再質問にお答えしたいと思います。

山川排水への流入量ということに限ってお答えしたいと思います。町としてはそれらの調査を今まで行ってきたことはございません。ご報告いたします。

議長（中山勝三君） 教育長も答弁求めますか。

（「教育長はいいです」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） では、再々質問ありますか。

3番、安田忠司議員。

3番（安田忠司君） ありがとうございます。

それでは、これは山川沼を、これから山川沼というと、山川沼1つだけではないです。八千代全体の排水事業計画の中というふうに考えていただきたいのですが、流れる水の量が分からないと排水計画も立たないのです。それと、山川沼の八千代の地権者は大体3分の1ぐらいあるかないかぐらいです。あとは結城市地区、上流部分が多いのです。結城市の大木から山川沼が流れているのですが、そこまで九郎兵衛橋から大体4キロちょっとあるかなと思うのですが、その上矢畑、それから片蓋、今工業団地をやっている矢畑の工業団地、あの辺までずっと山川排水路を利用した形で流れているのです。だから、これは八千代だけでは全然解決しない問題だと思います。3市1町が一緒になって県、国のほうの事業として立ち上げていただきたいというふうに、地域の住民もそういうふうな考え方で要望しているというのがこの切なる願いなのです。そういうことで、もし計量、それから雨水の排水量、家庭用雑排水、分からないであれば、計算をして、ぜひ提出をしていただきたいというふうに要望しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中山勝三君） それでは、以上で3番、安田忠司議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、2番、野村勇議員の質問を許します。

2番、野村勇議員。

（2番 野村 勇君登壇）

2番（野村 勇君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問を行います。初めに未知なる脅威であります新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただいております医療、教育、福祉、そして行政の各方面の皆様、緊急事態宣言下において冷静な行動により、いまだ感染者ゼロを続けております町民の皆様に対し、敬意を改めて表す次第であります。

さて、国内において初めて新型コロナウイルス関連の報道がありましたのは令和元年、昨年の大晦日です。12月31日の13時頃と言われております。年が明け、中国においてマスク不足の報道がされたのが1月の15日であります。半月後の1月31日には、今度は日本国内でマスク不足が報道されました。そして、問題のダイヤモンドプリンセス号に香

港で新型コロナウイルスに感染した者がいると、2月2日、報道がされております。翌日、2月3日、船の受入れの許可はありましたが、クルーズ船の乗組員の下船については許可が出ず、これが全世界に知れ渡ることになったという、このような形です。この中国武漢から香港経由の拡大が第1波、そして欧米諸国から感染症拡大が第2波と、厚生労働省の記録にもあります。その後、国内でマスク不足による混乱、医療現場崩壊が危惧され、国内初の緊急事態宣言下においての不要不急な外出、そして営業自粛要請を受け、経済が急速に下降、学校にも余波は及び、休校となり、保護者の方や授業等大変な混乱を招いたわけであります。

6月11日、昨日ですが、現在の国内での感染確認例は1万7,364人、死者数が925人という数字です。ここには、大惨事を起こしたクルーズ船の感染者等は含まれておりません。現在は、5月25日に前倒しで緊急事態宣言が解除され、小康状態にありますが、各地において毎日感染者が現れ、そして死亡者も増え続けております。ノーベル賞受賞者の山中教授は、現在の状況を青信号ではなく、黄色信号であり、長期戦、このような見解を述べております。専門家は、経済活動の再開とともに、人々の往来機会が増え、秋以降第2波、第3波が来ることを予見しております。総じて、結局のところ、ワクチンの開発がなければ終息の見込みが立たないという見解であります。

そこで、第2波による感染症拡大、再度の緊急事態宣言発令の前に、町としてもこれまでの流れをおさらいし、対策、そして将来に向けての準備が必要と考えておりますので、質問いたします。1点目は、国及び県からの指導等の内容はどのようなものがありますかということです。まず、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されましたが、そのとき知事に与えられた権限である要請及び指示はどのような効果があるのでしょうか。

次に、医療提供については、強制性や罰則も備えるということですが、どのようなケースで、罰則の内容はどのようなものであるか。

次に、5月25日には緊急事態宣言が全都道府県の中で解除されましたが、その後の指導事項などはあるのでしょうか。

2点目としまして、もしも町内で感染が確認された場合の対応はどのようなものになるのでしょうか。まず、発熱等で感染の疑いが生じた場合、どのような行動が必要でしょうか。また、実際に陽性反応が出た場合は、これもどのような経過をたどることになるのでしょうか。

次に、それら感染した場合の行動については特に重要なことではありますが、町民の方への周知活動は十分になされているのでしょうか。

次に、さらに重要なことは、感染者のプライバシーを守ることと考えておりますが、対策は講じてあるのでしょうか。

せんだって、ドライブスルーPCR検査の様子を視察してまいりましたが、改めまして新型コロナウイルスの怖さというものを理解いたしました。恐るべき感染力であります。最悪死に至るわけではありますが、医者と感染したであろう者との検体や書類受取時における接触時感染防止対策、飛沫などの対策、利用者のプライバシーの確保はもとより、医師さえも誰が担当しているか、外部から分からなくしている対策など、十分な配慮がなされていました。医師不足、看護師不足、マスクや防護服不足の中、本当に命をかけて仕事をしていらっしゃると感じました。あの様子を見、関係者の話を聞けば、マスクではなく、医療現場に先にお金をかけてほしかったという声は正しかったと言わざるを得ないと思います。

話を戻しまして、3点目として、総合窓口を設置する予定はあるのでしょうか。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によって、生活にお困りの方を総合的に支援するための窓口の設置が必要ではないかという考えです。税金、保険、年金、生活費、福祉、介護、子育て、DVなど、こういった問題でお困りの方の対策として、各部署を歩くことなく、集中して相談できる窓口を期間を絞って設置してみてもどうかと、このような考えでございますので、所見を伺いたいと思います。

4点目として、新型コロナウイルス感染症対策本部の構成員及び活動の内容はどのようなものでしょうか。まず、設立の法的根拠、立ち上げの時期、会議の内容等についてお答えください。

また、事務局はどこになりますか。さらに、会議に外部の専門家が入ったことはあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

5点目としまして、町民の命を守る観点から、今後の見通しを含め、予算確保は十分かという質問でございます。国は、2次補正予算で予備費10兆円を確保し、今週以降来るであろう第2波、第3波に備える動きが見られます。すなわちこの新型コロナウイルスとの闘いは長期戦を意味するものです。町として町民の方の生命、生活を守るという観点から、この点について町長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、見えにくい地方分権は、この国難と言うべき新型コロナウイルス対策によりお

ぼろげながら姿が見えてきたのではないかなという感じがします。つまり自治体間の格差、財政力の差による行政サービスの大小が問われる、表れるという厳しい現実を突きつけられたものと思われま。当町においても、対策費として相当の予算を確保し、独自のコロナ対策を求められることになろうかと思いますが、その場合必要財源をいかなる方法で生み出すか、町長の所見を伺いたいと思います。

そして、私の提案としましては、新型コロナウイルス対策基金を創設すべきであろうと考えるわけでありま。理由としましては、この対策が年度をまたぐ長期になるであろうこと、そしてコロナウイルス対策ということで目的がきちんとして中財源を使っていくための備えという、この2つを目的とすべきであるというふうと考えております。財源は、今年度中止となった事業、そして繰越金、そしてふるさと納税による収入、現在の基金のうち当面使用する見込みのないものについて用途を変更する、このような考えはどうでしょうか。私は、少なくとも1億5,000万円の基金が必要であると、このように考えております。

質問の2点目は、住民票の写し、戸籍謄本等の不正取得に係る本人通知制度であります。日頃の生活の中で、各種契約、許認可申請、相続や入学手続などに必要となりますが、自分や家族の情報、つまり住民票の写し、戸籍謄本等がありますが、これら取得について住民の方から、以前は簡単だったのに、今は手続が複雑で面倒なのだよねと、こういう声がよく聞かれます。これは、度重なる不正取得等が発生し、対策として平成20年に戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、他人による証明書の不正取得や虚偽の届出を防ぎ、個人情報保護のために一定の本人確認書類の提示が求められるようになった、このような背景でございます。

調べてみますと、個人情報の不正取得に関する事件は以前から全国のあちこちで起こっております。代表的なものとして、2011年のプライム事件、そして翌年の2012年のベル・リサーチ事件、このようなものがあります。これらは、書類の偽造等により住民票の写しや戸籍謄本等を不正入手し、億単位の不正な利益を上げ、逮捕されたものです。証明書1枚当たり1万円から2万円という高額な金額で売りさばいたということで、2億5,000万円から3億円の不当な収入を得ていたということでありま。そして、その当該情報を得たものは、不正な方法で入手した情報を得たものは、主に不正な身元調査による差別や偽装結婚、詐欺事件に係る銀行口座開設など、このようなものに利用していたということでございます。

全国の自治体では、これらの防止策として、本人通知制度と呼ばれる仕組みを導入しているわけであります。また、中でも私が注目いたしますのは、事前登録型の仕組みであります。これは、あらかじめ事前にこの制度を利用したいと考える方について、その方の住民票の写しや戸籍謄本が代理人や第三者に交付した場合に、あなたの証明書を交付しましたよと、このようなことを郵送で本人に通知する。このような制度でございます。あまり厳格な手続の採用は、初めに申し上げましたように、手続の複雑化につながり、突き詰めれば本人以外に証明書を交付できなくなってしまいます。また、代理人や第三者による取得の場合は、提出される委任状や士業等による職務上請求の信用性等について、全てのを調査するなどということは、これはなかなかできないと思います。このような観点からも、事前登録型の本人通知制度を導入の必要性を提案するものです。

そこで、質問いたします。1点目としまして、国及び県内における本人通知制度の導入状況について、調査の範囲でお答え願います。

2点目としまして、代理申請できる証明書等の種類及び発行数の状況はどのようになっていますか。また、代理申請の手続はどのようになっているか、お答えいただきたいと思えます。

内容としましては、代理申請で取得できる証明書等はどんなものがあるのでしょうか。そして、代理申請による各証明の発行件数は何件ぐらいあるのでしょうか。家族なら取得できる証明書はどのようなものがあるのでしょうか。印鑑証明書、重要な書類ですが、代理取得はできるのでしょうか。委任状の場合はどのような手続、書類等を提出するのでしょうか。職務上請求の場合もどのような手続になるのでしょうか。身分確認は、これは本人のですが、身分確認はどのようにしているのでしょうか。今まで窓口でトラブル等はなかったのでしょうか。これらについてお答えいただきたいと思えます。

3点目として、これが質問の本旨でございますが、中ほどで述べましたプライム事件におきましては、役所からは偽造請求により住民票の写しや戸籍謄本等の情報を取得。ハローワークからは職歴情報を取得、電話会社からは携帯電話の情報、そして長野県警からは車両の情報が警察官から不正に流れるという組織犯罪であります。そして、これはいわゆる裏社会ルートと呼ばれるものであって、このようなものに対しては、明らかに個人の力では対抗することができないという懸念があるわけであります。巧妙化する個人情報不正取得への対抗措置として、事前登録型本人通知制度導入に向けた検討が必要と思えますが、町長の所見を伺いたいと思えます。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 大里 斉君登壇）

保健福祉部長（大里 斉君） 議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス対策の（1）、（2）について私からお答えをいたします。最初に、（1）、国及び県からの指導等の最新の内容はどのようなものなのかについてでございますが、初めに改正されました新型インフルエンザ特別措置法についてご説明をいたします。特措法第24条第9項では、知事は公私の団体または個人に対して、対策の実施に関し必要な協力を求めることができるとあり、これが知事が出す様々な協力要請の法的根拠となっています。政府の緊急事態宣言は、特措法第32条によって発出され、緊急事態宣言の期間中、対象区域の都道府県知事は特定都道府県知事として特措法第45条に基づく感染を防止するための協力要請が可能となります。同条第1項により、外出自粛等の要請ができ、同条第2項では学校及び施設等の休業要請ができます。そして、同条第3項では、前項の要請に応じない場合に、より強い指示をすることができるかとされています。しかし、従わない場合の罰則等はありません。改正されました新型インフルエンザ特措法では、違反行為に関し罰則が科されるのは、必要な物資を確保するための知事からの命令違反等に限定されております。違反した者は6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金などとなっております。

5月25日に緊急事態措置が解除され、同日政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、同感染症への基本的対処方針を変更し、緊急事態宣言解除後の対策を示しました。その基本的対処方針において、政府が国民に呼びかけている対策の主な内容は次のとおりでございます。3つの密の回避や人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着。室内で3つの密を避けること、特に日常生活及び職場において人混みや近距離での会話、多数の者が集まり、室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避ける。飲食店等においても3つの密のある場面は避けることなどが主なものでございます。政府が緊急事態宣言後の対応として国民に呼びかけていることとございますが、町としても周知、定着に努めているところでございます。

また、茨城県では、5月7日に県内の医療提供体制や県内、都内の感染状況により、

専門家の意見も踏まえ、現状のステージを4段階で判断し、ステージごとに外出自粛、休業要請、学校再開の基準を定め、茨城版のコロナ対策指針、茨城版コロナNextを策定いたしました。国の方針も踏まえつつ、陽性者数の状況を注視しながら、段階的にステージが緩和され、5月18日にはステージ3に、5月25日にはステージ2に、そして現在は6月8日からのステージ1となっております。ステージ1は、全ての方に対し外出自粛要請はなし、不特定多数及び大規模イベントは自粛、休業要請は行わない、特別支援学校を除き学校は通常登校、部活動、給食も再開というものです。以上が、現在国、県から示されている対策の最新の状況でございます。

次に、(2)、もしも町内で感染が確認された場合の対応はどのようなものかについてでございますが、感染者が出た場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法でございますが、により都道府県等が中心となり、対応を取るようになっております。個別的に感染が発生した場合は、陽性患者の発生届を受理した筑西保健所が茨城県入院調整本部に入院調整を依頼、調整本部が患者と病院との調整を図ることとなっております。それと同時に、保健所が陽性患者の家族構成や職業、行動履歴などを聞き取りし、濃厚接触者を把握し、健康観察や外出自粛の要請を行うとともに、必要に応じて受診やPCR検査を進めてまいります。

また、老人ホーム等の施設において感染者が発生した場合は、個別的感染の対応に加えまして、感染者と被感染者の空間を分けることや動線分離など、感染防御対策を講じる必要がございます。施設内で既に感染者の集団が生じている場合、その規模によって県の要請により厚生労働省のクラスター対策班が現地入りし、対応することもございます。クラスター対策班は、感染源と感染経路の探索、積極的疫学調査による感染源の同定を行うとともに、感染拡大防止の徹底を求め、感染の早期収束を図る形となります。

なお、個別的感染か、集団的感染かはいずれにいたしましても、新型コロナウイルスへの感染は誰にでも起こり得るものでございます。感染に関する情報が特定の個人や地域に悪い印象を与えないようにすることが、議員ご指摘のとおり、重要でございます。特に感染者やその家族、治療、対策に携わった方々の人権侵害や特定の地域への風評被害が生じることのないよう、適切に取り組む必要があり、慎重に対処、対策を講ずべきことと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 総務部長。

(総務部長 渡辺孝志君登壇)

総務部長(渡辺孝志君) それでは、議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答えします。

私のほうからは、1番の新型コロナウイルス対策についての(3)と(4)、それから引き続き2番目の住民票、戸籍謄本等の不正取得に関わる本人通知制度について、続けてご答弁のほうさせていただきます。

初めに、コロナウイルス対策の関係でございますが、相談窓口は設置するのかについてでございますけれども、町では現在のところ各担当課におきまして個別に相談に応じている状況でございます。国による緊急事態宣言も解除されまして、今後国、県においても感染症対策と経済活動の両立を図るような施策が打ち出されると予想されます。新たな感染症対策に迅速に対応するため、国、県の動向を注視しながら、各種支援につきまして町民の皆様から寄せられる問合せにスムーズに対応できますよう、情報の周知に努めるとともに、議員がご提案された対応なども含めまして、相談窓口の設置についても検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策本部の構成員及び活動の内容はどのようなものかということについてでございますが、構成員につきましては谷中町長を本部長としまして、古宇田副町長、赤松教育長の2名を副本部長、本部長に秘書公室長、総務部長、企画財政部長、保健福祉部長、産業建設部長、教育次長、総務課長、福祉課長、都市建設課長、議会事務局長の10名を置き、合計で13名で構成しております。なお、対策本部の設置についてでございますけれども、4月の16日ですか、緊急事態宣言後は新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定により設置が義務づけられますけれども、当町におきましては2月の28日の段階で積極的な対策の推進が必要としたことと、国や県、近隣市町村の設置動向によりまして、特措法に基づかない任意の設置を行ったわけでございます。また、本部の議事録でございますけれども、事務局では議事録という形ではなくて、会議要旨というような形で作成を行っているところでございます。なお、今事務局と申しましたけれども、現在総務課のほうで事務局のほうは担当しております。

次に、活動内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する各種対策の実施及び必要な事項の指示、命令を行うこととしております。具体的には、これまで対策本部を13回開催し、町内小中学校の臨時休校や町内各施設の閉館、利用制限についての検

討、また備蓄用のマスクや除菌液の配布につきまして実施の決定を行っております。現在のところ、八千代町内では感染者が出ておらず、茨城県内におきましても感染者が抑制されているというような状況が続いております。感染拡大の第2波の懸念も高まっておりますけれども、対策本部内への専門家の設置についてということにつきましては、これまで専門家が入ったことはございませんが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況も注視しながら、必要に応じ検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の住民票、戸籍謄本等の不正取得に関わる本人通知制度についてということでございますけれども、住民票の写し、戸籍証明書等の不正請求及び不正取得につきましては、住民基本台帳法や戸籍法などの法令により対策が講じられているところでございます。当町におきましても、請求者の本人確認の徹底など、関係法令に従い、不正請求及び不正取得の防止に努めております。

まず、ご質問の国及び県内におけます本人通知制度導入の状況についてでございますが、全国の約7割の都道府県におきまして、そして約4割の市町村が導入をしているようでございます。また、県内におきましては、まだ導入している市町村はないようです。

次に、代理申請できる証明書等の種類でございますけれども、住民基本台帳法、戸籍法の規定に基づく証明書には、住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄本または抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書などがございます。

次に、その証明書等の発行状況でございますけれども、国及び公共団体の機関の請求による各証明書は除きまして、今年の4月及び5月の2か月で2,153通交付しております。うち本人などの代理人による請求によるものが117通、住民基本台帳法及び戸籍法に規定されている本人など以外の者による正当な理由による請求、いわゆる第三者による請求によるものが94通、士業の方からの職務上統一請求書による請求によるものが189通ございました。家族なら取得できる証明書についてでございますけれども、住民票の写しなどにつきましては同一世帯に属する者が、それから戸籍の附票の写し及び戸籍謄本等につきましては配偶者、直系尊属もしくは直系卑属が請求することができます。

次に、代理人請求による手続についてでございますけれども、代理人の本人確認を行うとともに、任意代理人の場合には本人などからの署名、押印された委任状、法定代理人の場合には戸籍謄本、その他の代理人であることを証明する書類の提出を求めており

ます。本人など以外の第三者からの請求につきましては、利用目的が法に規定された正当な請求内容に該当するか判断するために、請求書に請求理由の詳細な記載を求めまして、必要に応じ疎明書類も求めているということでございます。

士業の方からの職務上の請求の場合には、各士会の発行する資格証の提示及び請求書に具体的な資格名、受任している事件、または事務の業務の種類、具体的な利用目的、受任事件または事務が紛争処理の手続としての性格が認められるものを除きまして、依頼者の氏名または名称の記載を求めています。なお、各士会の統一様式による郵送での請求の場合には、各士会が会員の氏名、事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、士会の発行する資格証の写しの送付は求めておりません。

印鑑証明についても代理人申請は可能でございますけれども、印鑑証明の場合は委任状ではなくて、登録者の印鑑登録証の提出を求めています。

最後に、窓口でのトラブル等についてでございますが、特に現在まで目立ったトラブルはございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） 議席番号2番、野村勇議員の通告による一般質問にお答えします。

ご質問の町民の命を守る観点から、今後の見直しを含め、予算確保は十分かについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、現在のところ国がそのほとんどを負担しております。ただし、国も第2次大型補正の全てを国債発行で賄うなど、今後も同じ支援がされる保証はございません。議員ご指摘のとおり、何よりも大切な町民の命を守るため、感染拡大の第2波、第3波を見据え、マスクや消毒液等の確保、臨時休校に対応する在宅学習支援など、必要な支援は国の動向を待たずにスピード感を持って積極的に行っていく所存でございます。

その財源につきましては、中止事業等の洗い出しによる早急な予算の削減を6月の補正に反映させております。また、9月補正においても同様に新型コロナウイルス感染症対策費を意識し、財源確保を図るよう指導してまいります。そのほか、今後国から配分されると見込まれます第2次の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に

つきましても、最大限有効に活用できるよう十分検討してまいりますとともに、ふるさと納税なども積極的に推進するなど新たな財源確保についても検討してまいります。

また、議員からご提案のありました基金の創設につきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、同じような感染症の大流行に備える意味でも検討していかなければならない課題であると捉えております。ふるさと納税や町ホームページなどにより支援を呼びかけ、寄附を募るなど、その積立て財源の確保につきましても早急に検討してまいります。

また、長期にわたり活用されていない基金につきましては、その基金の目的もごございますので、直接的に新型コロナウイルス感染症対策費とすることは難しいと考えますが、その活用方法につきましては町民のために有効活用できるよう引き続き検討してまいります。

続きまして、本人通知制度でございますが、平成20年5月の住民基本台帳法及び戸籍法の改正により、住民票の写し、戸籍に関する証明書等の不正請求への対策が講じられているところでございます。しかし、それ以降においても、不正請求、不正取得の事件は発生している状況にあります。不正請求を抑止することや、また不正取得による個人の人権の侵害を防止することを目的とする本人通知制度の導入につきましては、同制度を導入している市町村の状況などを研究するとともに、県の指導や近隣の市町の動向も見据えながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

2番、野村勇議員。

2番（野村 勇君） それでは、最後に一言加えさせていただきたいと思います。

情報というのは、これは組合せによって有効あるいは利用価値が高まるということになると思います。例えば坪井の野村勇だけだったら、そんな情報として利用の価値というものはなかなかないのかな。そこに家族構成や、あるいは病気の履歴、そして職歴、そういったものが加わると、これは有効な価値が出てくる、高まるということになると思います。犯罪を犯すような人は、そういう組合せを必要としているわけでありますので、この情報の組合せを許さないということが、犯罪から町民の方を守るということにつながると思います。本人通知制度は、将来的に間違いなく拡大していくと、私はこのように考えております。茨城県にはまだないということではありますが、県内で1番なら、

大切な住民の方の個人情報を守ると、そういう役割、仕組みづくりとして申し分のない取組になるのではないかということを申し添えさせていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中山勝三君） 以上で2番、野村勇議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）

議長（中山勝三君） 日程第2、議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課主査 古橋一裕君朗読）

議長（中山勝三君） 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 古宇田信一君登壇）

副町長（古宇田信一君） ただいま上程されました議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正でございます。歳入歳出とも1億1,424万7,000円を追加し、予算総額を99億4,144万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な項目について申し上げます。国庫支出金につきましては、学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により1億45万7,000円を増額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金等により1,431万円を減額いたします。

町債につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債により2,810万円を増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。総務費につきましては、バス・タクシー感染拡大防止対策支援事業補助金等により、企画費200万円を増額いたします。

民生費につきましては、高齢者介護施設新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業補助金により老人福祉費750万円、障害福祉施設新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業

補助金により障害者福祉費250万円をそれぞれ増額いたします。

衛生費につきましては、ごみ収集用ごみ袋購入費等により清掃総務費233万円を増額いたします。

農林業費につきましては、憩遊館の感染防止対策備品の購入費等により農業構造改善事業費746万3,000円を増額いたします。

消防費につきましては、防災備蓄倉庫設置に伴う工事請負費及び備品購入費等により消防施設費856万1,000円を増額いたします。

教育費につきましては、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事請負費等により事務局費8,116万円、図書消毒機購入費により図書館費273万3,000円をそれぞれ増額いたします。

以上、提案理由について申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中山勝三君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） この予算は国からの補助金が大部分でありまして、歳出のほうで最後のページになりますが、事務局費ということで8,100万円強ですね、小学校のタブレットですが、これの費用だと思うのですが、これ何かもうちょっと明細は分かりませんか。これからのこれが予算が通れば、また入札か何かあると思うのですけれども、もうちょっと細かい説明をしていただければありがたいと思います。

議長（中山勝三君） では、教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 小林由実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（小林由実君） 13番、宮本議員の質疑にお答えいたします。

私への質問は、11ページの款10教育費、項1教育総務費、2事務局費の8,116万円の内訳でございますが、まず需用費としまして消耗品94万8,000円の部分ですけれども、フェースシールド71セット分とそのほか非接触式電子体温計として通常学級分54個の購入を予定しておりまして、71万2,000円でございます。

次に、工事請負費の6,666万円でございますが、こちらは公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用しまして、G I G Aスクール構想による全校7校の高速大容量の校内通信ネットワーク環境を整備するための工事費と、あとタブレット端末を

充電しながら保管できる電源キャビネットを設置するものであります。

次に、備品購入費の1,355万2,000円につきましては、加湿機能つき空気清浄機を各教室2台ずつ設置する計画をしております、事業費のほうは1,339万8,000円予定しております。それと、各学校に臨時休業に伴いまして夏休み期間中も登校することになるため、熱中症対策として保冷剤を冷やしたり、氷を作るための冷凍庫7台の購入を考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（中山勝三君） そのほか質疑ありませんか。

7番、上野政男議員。

7番（上野政男君） 補正予算3号の歳入の部分なのですが、町債、繰入金が入っています。この金額に対しまして、国の補正予算で充当される部分があるのですか。それをちょっと確認しておきます。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 青木一樹君登壇）

企画財政部長（青木一樹君） ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、繰入金、こちらにつきましては1号補正で専決の中で対応させていただきましたコロナ対策関連の事業費、こちらを地方創生臨時交付金が充当される見込みができましたので、当初基金を取り崩しての対応を考えていましたが、それを交付金での対応とするために財政調整基金の繰入れを取りやめたという形で考えてございます。それと、654万5,000円、義務教育施設整備基金繰入金につきましてはG I G Aスクール構想、こちらへの充当を考えてございます。さらに町債につきましては、情報通信ネットワーク環境施設整備事業、G I G Aスクール関係の事業費、こちらは国庫補助事業でございまして、国庫補助金に合わせまして起債を充当させ、それ以外の部分を先ほど言いました基金の繰入れで賄うと、こういった形で財源の手当てを考えたものでございます。

以上でございます。

議長（中山勝三君） そのほか。

7番、上野政男議員。

7番（上野政男君） そうすると、総支出、今度の補正の。金額がありますね。見越しで国の補正で充当するということですね、一応。調整基金は補正で今度減額するわけです。実際この補正では、一般会計からどのぐらい出るのですか。見越しで結構です。

議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 青木一樹君登壇）

企画財政部長（青木一樹君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたGIGAスクール構想、こちらにつきましては地方創生臨時交付金の対象とならないものですから、その分の町の持ち出し金、義務教育施設整備基金繰入金の654万5,000円、こちらが純粋な町の持ち出しとなる予定でございます。

以上でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和2年度八千代町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める請願

議長（中山勝三君） 日程第3、請願第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日の本会議において産業建設常任委員会に付託してありますので、委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 水垣正弘君登壇）

産業建設常任委員長（水垣正弘君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

ます。

当委員会に付託されました案件は請願第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める請願であります。

当委員会は、去る6月8日午前10時より、委員4名並びに町執行部より関係部課長等の出席を求め開催をいたしました。

今回の審議につきましては、担当部課長から請願内容についての説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告を申し上げますが、議員各位のご賛同をくださいますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（中山勝三君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第1号に対する産業建設常任委員長の報告は採決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める請願は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第4 議第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書の提出について

議長（中山勝三君） 日程第4、議第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める

意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 討論なしと認めます。

これから議第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、議第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

議長（中山勝三君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（中山勝三君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってきます。皆様におかれましては何かとご多忙のことと存じます

が、健康には十分ご留意され、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げ、令和2年第2回定例会を閉会といたします。

(午後 零時04分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 中 山 勝 三

署 名 議 員 安 田 忠 司

署 名 議 員 増 田 光 利